

こ支家第186号
令和6年3月30日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長

「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことを都道府県の業務として位置づけた上で、児童自立生活援助事業の実施場所や一律の年齢制限の弾力化を行うこととしたほか、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な援助を行う社会的養護自立支援拠点事業を創設し、その内容については、「「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正について」（令和6年3月30日付けこ支家第182号こども家庭庁支援局長通知）のほか、「社会的養護自立支援拠点事業等について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知）により通知したところである。

このため、「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究」において作成した「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン（案）」を踏まえ、社会的養護経験者等への支援を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の業務内容や実施体制等を具体的に示すとともに、先行事例や好事例等及び社会的養護経験者等の実態把握調査に関する結果について示した「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」を別添のとおり策定したので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添)

社会的養護経験者等への支援に関する
ガイドライン

令和6年3月

目次

1. はじめに	3
<本ガイドラインの目的>	3
2. 基本的な考え方	5
3. 措置中及び措置解除後の自立支援、措置延長の活用	7
3-1. 措置中からの自立支援の考え方	7
3-2. 措置中からの自立支援の事例	7
3-3. 措置延長の活用の考え方	9
3-4. 措置解除後の自立支援の考え方・事例の紹介	10
4. 児童自立生活援助事業の活用	12
4-1. 事業目的	12
4-2. 実施主体	12
4-3. 実施場所	12
4-4. 事業の対象者	13
4-5. 実施体制	16
4-7. 事業内容等	18
4-7-1. 事業内容	18
4-7-2. 児童自立生活援助の利用と自立支援計画策定	18
4-8. 設備要件	21
4-9. 入居者の費用負担及び適切な経費処理	21
4-10. 留意事項	22
4-11. 届出事項	23
5. 社会的養護自立支援拠点事業の活用	24
5-1. 事業目的	24
5-2. 実施主体	24
5-3. 事業の対象者	25
5-4. 実施体制	26
5-5. 事業内容	27
5-6. 設備要件	31
5-7. 留意事項	31
5-8. 届出事項	32
6. 休日夜間緊急支援事業の活用	34
6-1. 事業目的	34
6-2. 実施主体	34
6-3. 事業の対象者	34

6-4. 実施体制.....	35
6-5. 事業内容.....	35
6-6. 設備要件.....	36
6-7. 留意事項.....	36
7. 社会的養護自立支援実態把握事業の活用	37
7-1. 事業目的.....	37
7-2. 実施主体.....	37
7-3. 事業内容.....	37
7-4. 留意事項.....	40
7-5. 都道府県等における社会的養護経験者等の実態把握調査に関する調査 結果	40
<参考①>施設等アンケート調査結果	43
<参考②>ヒアリング結果	50

1. はじめに

<本ガイドラインの目的>

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、里親等への委託や、児童養護施設等への入所の措置等を経験した者は、措置等を解除された後も、自らの家庭に頼ることができず、自立後もしくは成人した後も社会の中で自立して生活していく中で困難を抱える場合が多い。また、それらの者については、委託されていた里親等や入所していた施設との関係が徐々に薄れ、措置等解除後、どこでどのような生活を送っているのかという実態を把握できない者も多くいる。

こうした現状を踏まえ、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）は、社会的養護経験者等の実態把握及びその自立のために必要な支援を、都道府県等が行わなければならない業務として初めて明確化した。併せて、義務教育終了後の措置解除者等に対して居住場所を提供し、当該住居において、相談や日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を提供する児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化等による対象拡大がなされるとともに、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を提供し、情報の提供や相談及び助言並びに関係機関との連絡調整その他の必要な支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設された（児童自立生活援助事業の対象拡大と社会的養護自立支援拠点事業の創設に伴い、従来の就学者自立生活援助事業及び社会的養護自立支援事業は廃止する。）。

本ガイドラインは、改正法で規定されている各事業について、その詳細（対象者、事業内容、設備等）を、実施要綱¹等を踏まえて示している。あわせて、自立支援に関する都道府県等や児童養護施設等での先行事例や好事例等、参考になると考えられる事例の紹介及び都道府県等における社会的養護経験者等の実態把握調査に関する結果を記載することで、事業実施主体が事業を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的としている。事業実施主体となる各都道府県等においては、本ガイドラインを参考に、改正法が施行される令和 6 年 4 月以降、体制を整備し運用を進めていただきたい。また、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業を開始するにあたり、利用したいと考える者が問合せ先や相談先を迷うことがないように、周知・広報の実施も徹底していただきたい。

¹ 「児童自立生活援助事業の実施について」（平成 10 年 4 月 22 日児発第 344 号厚生省児童家庭局長）の別紙「児童自立生活援助事業実施要綱」、「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ支家第 183 号こども家庭庁支援局長通知）の別紙 1 「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」、別紙 2 「休日夜間緊急支援事業実施要綱」、別紙 3 「社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱」

<用語の定義>

本ガイドラインで用いる用語の整理は以下のとおりとする。

- ・ 「法」：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 「改正法」：児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）
- ・ 「都道府県等」：都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ・ 「施設入所児童等」：現在、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置がなされている児童及び 18 歳以上の者
- ・ 「措置解除者等」：措置解除者及び措置解除者以外の者であって、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 1 条の 2 第 2 項の規定により、都道府県知事が、その者の自立のために児童自立生活援助事業が必要と認めた者
- ・ 「児童養護施設等」：乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ・ 「里親等」：里親、小規模住居型児童養育事業を行う者
- ・ 「社会的養護経験者等」：措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等

2. 基本的な考え方

何らかの事情により、家庭における養育が困難となり、里親等への委託や、児童養護施設等への入所の措置等を経験した者においては、措置等が解除された後、家庭に頼ることも難しく、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活していくに当たって困難を抱える場合が多い。このため、施設入所児童等のうち、個々の状況に応じて10代前半や中学校入学以降といった早い段階から、将来の自立を見据え、早期に自立に向けた話合いや支援を実施することが望ましい。里親等に委託されている者については、児童相談所のほか、民間フォostリング機関や改正法において創設された里親支援センターが、里親等と協力しながら、里親等への委託時から、自立に向けた支援を行う役割を担うことが考えられる。加えて、必要に応じて、措置延長や、児童自立生活援助事業を活用することにより、安定的な生活の場を中長期的に確保した上で、措置等の解除後の安定した地域生活に移行できるよう、支援を行う必要がある。

また、児童養護施設等は、退所者に対する相談やその他の自立のための支援を行うことも役割として担っているが、退所後は、退所者の相談に応じ、必要な場合には適切な機関等を紹介する等の支援を行うことが求められる。

さらに、児童養護施設等の所在地等を離れた者を含む措置解除者等同士が集い、必要に応じて相談支援や情報提供を受ける、必要な機関へのつなぎを受けられる拠点として、法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点の整備・活用を行っていくべきである。施設入所児童等が退所後も、相談や困り事があった場合は社会的養護自立支援拠点事業を活用できるよう、入所又は委託中から、地域にある同事業所の職員による施設訪問等を通じて、施設入所児童等が同事業所の存在を認識し、職員と面識を持つ機会を確保するよう努める必要がある。また、児童養護施設等の所在地から離れたところに進学や就職で転居する場合には、転居先や就職先が所在する地域の社会的養護自立支援拠点事業を紹介することも望まれる。加えて、里親等への委託や、児童養護施設等への入所の措置等の経験がなくても、例えば、児童相談所に一時保護をされたが入所等措置には至らなかった者、法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者、さらに、児童相談所が家庭に関与した経験がなくとも、保護者等からの虐待を受けていながら当該虐待が顕在化せず公的な支援につながらなかった者においても、保護者等からの不適切養育等に悩みながらも相談できないまま耐えてきた場合等と考えられる。このような状況等に置かれている者の存在についても留意し、都道府県等においては、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等を含め、適切な支援の提供に努める必要がある。また、これらの事業を利用する対象者にとっては、居場所となり得ることから、その居場所づくりにおいては令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」²

² 「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/9dade72e/20231201_policies_ibasho_09.pdf

を参考に事業等を実施していくことが望ましい。

本ガイドラインにおいて、自立支援とは、それぞれの置かれている状況に応じて本人の意思を最大限に尊重しながら、必要な福祉サービス等も活用しつつ、社会の中で安定的に生活を営めることを目的とする支援である。このため、年齢にとらわれることなく、個々の施設入所児童等及び社会的養護経験者等が置かれている状況やニーズに照らし合わせて、適切な支援を選択し実施していくこと。

3. 措置中及び措置解除後の自立支援、措置延長の活用

3-1. 措置中からの自立支援の考え方

施設入所児童等については、委託や入所の措置中から、本人及び里親等、児童養護施設等、児童相談所、里親支援センター、保護者等の本人家族等と将来を念頭に置いた話し合いを重ね、支援の方向性を検討し自立支援計画を策定するなど、個々の状況に応じて10代前半や中学校入学以降といった早い段階から自立に向けた支援を開始することが望ましい。

具体的には、児童養護施設等において、児童相談所や在学している教育機関等とも連携しながら個々の施設入所児童等の希望及び状況に応じて、学校選択の支援や奨学金等の制度紹介、就労に関する助言や、ハローワーク等の就労支援機関への同行を伴う支援、必要な福祉的支援機関や医療機関等へのつなぎ、日常生活や社会生活を円滑に送れるようにするための支援、その他の相談支援等を行うことが考えられる。メンタルケアなど心理的な支援も措置中から十分に行うことが求められる。里親等においても、児童相談所や里親支援センター等と連携して、これらの支援を実施することが望ましい。また、施設入所児童等に対しては、措置解除後に受けられる支援や、支援を利用したい場合の手順、困難に直面した場合等に利用可能な相談先等についても、措置中から丁寧に説明する必要がある。

また、義務教育終了後（高校を中退した者等を含む。）に就職をする者については、就職後直ちに措置を解除するのではなく、措置を継続したまま就労の安定を見極める等の配慮が必要である。仮に、就職に伴い措置解除となった場合でも、引き続き不安を抱えながら生活している者や、措置解除後に本人から里親等や児童養護施設等に連絡しづらい者もいることなども踏まえ、本人の意向を踏まえつつ、定期的に生活状況等について確認する必要がある。さらに、18歳に満たない間に短期間で離職した場合等は、本人の意向を確認しつつ、必要に応じて再措置を検討すること。

3-2. 措置中からの自立支援の事例

本項では、都道府県等に対するアンケート調査³結果のうち、措置中の自立支援の取組全体についての調査結果及び措置中からの自立支援策として各自治体で行われている効果的・特徴的な取組⁴について紹介する。

<都道府県等アンケート調査結果①>施設入所児童等への措置中の自立支援

➤ 自立支援の主な取組

自治体が直接実施、あるいは委託先が実施している措置中からの自立支援の取組

³ 令和5年12月25日から令和6年1月19日にかけて実施した都道府県等（都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市）に対する、措置中からの自立支援の取組みや改正法を踏まえた対応状況等についての実態調査。45自治体が回答（発出数は78自治体）。

⁴ 「都道府県等からみた」効果的・特徴的な取組であることに留意を要する。施設入所児童等からみた効果的・特徴的な取組ではないため、施設入所児童等からみた効果のアセスメントを実施することも求められる。

として、「生活相談の実施」、「居住に関する支援」、「学習・進学に関する支援」、「施設退所後の継続的な相談」が多くみられた。

➤ **職員の配置状況**

措置中の施設入所児童等への自立支援を担当する職員の配置状況について、約7割の自治体等が「自立支援担当職員またはその他自立支援との兼任職員」を配置していた一方、約3割の自治体では「何れも配置していない」結果となった。

➤ **連携機関**

自立支援を行う際の連携機関としては、「障害福祉事業所」、「教育機関」、「医療機関」と回答している自治体が多くみられた。

➤ **自立支援を実施する際の課題**

自立支援を推進していく上で自治体等が抱える課題としては、「人員の確保」、「ニーズの把握」、「諸制度・サービスの周知」が多くあげられた。

➤ **里親及び社会的養護関係施設等からの相談内容**

措置中の施設入所児童等への自立支援で里親や社会的養護関係施設等からの相談内容としては、「自立支援に関連する諸制度」、「自立に必要な費用や補助」があげられていた。

<都道府県等アンケート調査結果②>

措置中からの自立支援対策として効果的・特徴的な取組の事例

➤ **居住に関する支援**

- ・ 本人を交えた応援会議を開催し、生活の利便性だけでなく、支援のしやすさ、受けやすさも考慮して居住場所の検討を実施。
- ・ 高校在学中より、自立に向けた支援者会議を定期的に行い情報共有した上で、他の支援機関と協働しながら卒業後の居住先の調整や、居住先への説明等を実施。

➤ **学習・進学支援**

- ・ 進学後の資金シミュレーションを実施。個別にシミュレーションをするため、実際の志望校や居住希望地区を踏まえた金額で実施ができた。また、進学後も金銭面で困ったときに連絡が来ることもある。進学前・進学後に、当初の予想とは違う場合には、再度シミュレーションを実施。（※措置中から措置後の継続的な支援）
- ・ 児童養護施設・高校・児相の三者で面談し、児童の生い立ちや成育歴について理解を深め、卒業後の進路選択について共通認識を図っている。

➤ **生活相談の実施**

- ・ 日中の居場所づくりとして交流の場を作ったり、ボランティアの方からの食材支援を受けて週1回の頻度で弁当を配るなどの取組を行っている。

- ・ 中学生の時から定期的に、フォスタリング機関事業を行っている団体に配置されている自立支援相談員が里親家庭を訪問するなどして、進学や就職等、措置解除後の生活について具体的に考えられるよう情報の提供や面談を行う等の支援をしている。
- **施設退所後（を見据えた）継続的な相談支援（※措置中から実施している取組）**
 - ・ 児童養護施設等の退所を控えた児童に対し、施設退所者を講師として座談会を実施。
 - ・ 措置中から、児童相談所に配置されている支援コーディネーターと生活相談支援担当職員が管轄の児童相談所の福祉司と共働りし、本人へ丁寧な制度説明や事業を利用する目的を説明して、相談支援を実施するための信頼関係の構築ができるように、訪問や面談等を重ねている。
- **措置解除後を見据えた家族との関係再構築や調整の支援**
 - ・ 措置中より、家族との面会や外泊等の交流を段階的に進めている。交流の都度、本人や家族と面接し、振り返りや必要に応じて指導を行っている。解除後の家族との関係のあり方について、本人・家族を中心として話し合いを重ね意向確認している。

3-3. 措置延長の活用の考え方

里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置は、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、原則 18 歳までであるが、法第 31 条第 2 項の規定により、満 20 歳に達するまでは、引き続き当該措置を継続することができることとされている。一方、高校の卒業や大学への進学、就職等に伴い、慣習的に措置が解除されているケースもある。措置延長は、高校や大学等に就学中の者はもちろんのこと、就学の継続に不安や困難を抱えている者、就職をしたものの引き続き不安定な状況にあると考えられる者、障害や疾病等により福祉的支援その他の支援が継続的に必要であることが想定される者等、自立して生活していく準備段階の者はもちろんのこと、本人が措置延長を希望する場合は、積極的に活用されるべきである。そのため、将来に向けた話し合いの過程からそれぞれ個別に、措置延長に係る本人の意向等をよく確認し、措置延長を検討することが望ましい。

なお、民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行に伴い、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたところであるが、法第 31 条第 2 項の規定による措置延長は引き続き可能である。この場合、18 歳に到達した施設入所児童等については、措置につき保護者等の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できるが、必要に応じて保護者等にも入所の継続等について説明する等の対応を行うことが望ましい。

3-4. 措置解除後の自立支援の考え方・事例の紹介

措置解除は都道府県知事等（児童相談所長）が決定するが、その決定に当たっては、法第33条の3の3の規定に基づき、本人の事情に応じ、意見聴取その他の措置を取らなければならないこととされている点に留意する必要がある。また、措置解除に当たっては、本人の意見聴取に加え、児童養護施設等や里親、その他関係者等の意見をしっかりと聴取した上で、解除の判断を行うことが求められ、措置解除に当たり保護者等や本人の意向と児童相談所の援助方針が異なる場合には、児童福祉審議会の意見を聴くなど必要な措置を行うことも必要である。

過去に実施した措置解除者等へのヒアリング結果によれば、措置解除後も日常生活における様々な場面で手続等に苦勞する、メンタルケアが必要となるといった声も多く聞かれている。改正法では、社会的養護経験者等に必要な支援を適切につなぎ将来の自立に結びつけるために、後述する社会的養護自立支援拠点事業が創設された。今後は当事者の実態を把握した上で、措置解除後に再度支援が必要となった場合には、より体系的に適切なサポートにつなげることが望まれる。

本項では、都道府県等に対するアンケート調査結果のうち、措置解除後の自立支援として各自治体で行われている効果的・特徴的な取組⁵の事例及び措置解除者等へのヒアリング結果を紹介する。

<都道府県等アンケート調査結果③>

措置解除後の自立支援に対する取組として効果的・特徴的な取組の事例

- ・ 措置解除後に単身で生活する者に関しては、フードバンクからの食料支援を受けて、支援コーディネーターと生活相談支援担当職員が定期的に食料を配達し、生活の様子を確認するとともに、本人からの相談にのっている。就学・就労等の本人の状況により支援期間は1～4年でさまざまである。
- ・ 自立した児童の多くは社会的な手続に不慣れなため、転居、引っ越し、水道光熱費等の手続でトラブルとなりやすく、相談が多いという背景があり、社会的養護自立支援事業の一環として、生活相談支援を行っている。
- ・ 退所後に児童がいつでも立ち寄れるような居場所を開設し、相談にのったり各種イベントを開催するなどして交流を行っている。
- ・ サロンに来ることで、自立サポートセンターの職員と顔見知りになり、困りごとがない場合でもつながりを作ることができ、その後の継続的な支援につながる場合があると想定し、毎月1回のサロンと、毎月1回の当事者団体の交流会を実施している。

⁵ 「都道府県等からみた」効果的・特徴的な取組であることに留意を要する。施設退所児童等からみた効果的・特徴的な取組ではないため、施設退所児童等からみた効果のアセスメントを実施することも求められる。

＜措置解除者等ヒアリング＞⁶

➤ 退所後の具体的な支援

- ・ 児童養護施設を退所して里親の元で暮らした後、寮付きの職場で働いたが、体力的にきつく、退職することになったため、一人暮らしをすることになった。それまでに貯めたお金でアパート暮らしするに当たって、保証人が必要となったが、里親には迷惑をかけることができないと考えたため、その前にいた児童養護施設の職員に保証人になってもらった。
- ・ 奨学金の申請手続に必要な書類の書き方について何から手をつけなければいけないか全くわからなかった。大学の学生課から「なぜ親が協力してくれないのか」と聞かれたが、自分ひとりで説明できる能力がなかった。児童養護施設に書類を郵送し、どの欄にどんな情報を記入すべきかを説明してもらった。
- ・ 半年に一度の頻度で、レトルト食品やお米が入ったダンボール1箱分の食材を無料で送付してくれる団体への登録を児童養護施設の職員がしてくれた。

➤ 退所後の相談支援

- ・ 児童養護施設の職員とは、SNS でつながっており、また半年に一度の頻度で退所したこどもが集まっての食事会が開かれていた。ただ相談となると、どれほど深刻な事態となれば相談していいのかが分からなかった。

⁶ 「児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援に関する調査研究」(株式会社シード・プランニング 令和5年3月)における「措置解除者等ヒアリング」より抜粋。児童養護施設、里親家庭及び自立援助ホーム出身者、児童虐待を受けたが社会的養護経験を持たない者等計10名へのヒアリング結果。

4. 児童自立生活援助事業の活用

4-1. 事業目的

本事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親等への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等、母子生活支援施設において保護を受けていた者及び一時保護が行われていた者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とするものである。

改正法では、里親等への委託を受けていた児童等又は児童養護施設等に入所していた児童等が、児童自立生活援助を活用し、自立援助ホームのほか、里親等や児童養護施設等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所について要件の弾力化が行われた。また、年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点まで支援を受けることができるよう、一律の年齢要件の弾力化についても規定され、より児童等が安定して自立を目指すことのできる環境の整備が図られたところである。

4-2. 実施主体

児童自立生活援助事業者は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

4-3. 実施場所

従来、児童自立生活援助は、自立援助ホームにおいて実施することとされていたが、事業の実施場所について要件の弾力化に伴い、以下のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とする。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居又は里親（親族里親を除く。）の居宅

<実施場所に関する留意点>

- 「Ⅱ型」として児童自立生活援助を実施できる施設は、上記に掲げる「児童養護施設

等」である。従来から児童自立生活援助を実施している「自立援助ホーム」は、「Ⅰ型」として実施する。

- 「Ⅲ型」において児童自立生活援助を実施する場合には、里親支援センター等が事業を実施するための手続や申請等の支援を行うことが考えられる。
- (1) から (3) に掲げる場所のほか、ひとり暮らしの準備等のため、職員の目が行き届く範囲で、賃貸アパートの一室等を活用して居住支援を行う等の形態も想定する必要がある。また、その際には地理的・物理的に近接するだけでなく、支援の連続性や必要性を踏まえ適切な支援が行えるよう判断すること。

＜都道府県等アンケート調査結果④＞児童自立生活援助事業の拡充の検討状況

整備や機能の拡充を検討している施設としては、「児童養護施設（Ⅱ型）」、「里親（Ⅲ型）」、「ファミリーホーム（Ⅲ型）」が多い結果となった。

4-4. 事業の対象者

児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(ア) 満 20 歳未満の場合

義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「措置解除者等」という。）のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する 措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者
- ② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ③ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ④ 法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を解除された者
- ⑤ ①から④に掲げる児童等以外の児童等であって、都道府県知事が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(イ) 満 20 歳以上の場合

満 20 歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、やむを得ない事情（※）により法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

- ① 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者
- ② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援

助（アフターケア）を受けている者

③ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

④ 児童相談所、里親支援センター及び法第 11 条第 4 項の規定により里親支援事業（法第 11 条第 1 項第 2 号トに掲げる業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者による自立のための援助（アフターケア）を受けている者

（※）やむを得ない事情とは、次のいずれかに掲げるものとする。

① 次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校

イ 学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）

ウ 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）

エ 学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）

オ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学

カ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校

キ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校

ク アからキに規定する教育施設に準ずる教育施設

② 次のいずれかに該当する者であること

ア 試用期間中の者

イ 試用期間の満了後間がない者

ウ その他就労後間がない者

③ 次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であること

ア 社会的養護自立支援拠点事業を利用

イ 公共職業安定所における就職に関する相談

ウ 求人者との面接

エ アからウに掲げる活動に準ずる活動

④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

<満 20 歳未満の対象者の場合の留意点>

- 措置解除等と児童自立生活援助の利用開始の間に期間があいていても、20 歳未満の者であって、都道府県等により児童自立生活援助の実施が必要とされた者であれば、児童自立生活援助の利用に支障はない。また、20 歳未満で、児童自立生活援助の利用を一旦終了した者が、20 歳未満のうちに児童自立生活援助の利用を再度希望する場合も、

児童自立生活援助を利用することは可能である。このほか、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づく措置のほか、児童自立生活援助の実施、母子生活支援施設における保護の実施又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の経験がない者についても、都道府県知事等が自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者も対象となる。

- また、この「必要と認めた者」としては、例えば、虐待等によりこれまで十分な養育を受けることができなかつた者であつて、保護者等からの支援を得られずに就学又は就労をしている者や心身の健康に困難を抱えている者、代替する他の制度・支援が利用できない等により経済的・精神的・身体的に自立することが困難な者等が該当する。これらの例示にかかわらず、居住を伴う支援が必要と認められる場合や、本人が児童自立生活援助の活用を希望している場合は、積極的に児童自立生活援助の提供を検討すること。
- なお、これらの者のうち 18 歳未満の者については、児童自立生活援助の活用のほか、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等も併せて検討すること。

<満 20 歳以上の対象者の場合の留意点>

- 満 20 歳以上で児童自立生活援助の対象となるのは、措置解除者等であつて、各施設等により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者のうち、やむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めた者である。
- また、「やむを得ない事情」として、例えば、高校や大学等に在学する若しくは就学する予定がある者、試用期間中の者や試用期間後間がない者やその他就職後間がない者であることとしている。また、就学や就労をしていないが、社会的養護自立支援拠点事業の利用や公共職業安定所における就職に関する相談、求人者との面接など、就学又は就労に向けた活動を行っている者も対象とある。さらに、疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であることも「やむを得ない事情」に該当する。本人のニーズや支援の必要性、経済的状況や社会的状況、健康状態、このほか、代替する他の制度・支援・サービスがないかなどを総合的に勘案し、さらに本人から意見聴取も行った上で総合的に判断すること。
- 一方、これまで措置経験等がなく、さらに、児童自立生活援助を利用せずに、満 20 歳を迎えた者については、後述する「社会的養護自立支援拠点事業」において、相談援助や交流の場の提供、必要な支援機関へのつなぎや関係機関との連絡調整など、本人のニーズや必要な支援などを丁寧に聞き取り、適切な支援を行う必要がある。なお、これらの者のうち、一時避難的かつ短期間の支援が必要な者については、社会的養護自立支援拠点事業者において、空き部屋などの居住スペースを活用して支援を行っても差し支えない（同事業者で併せて児童自立生活援助事業を実施している場合などを想定）ものとするほか、その他関係機関へのつなぎを行うなどにより対応すること。

4-5. 実施体制

児童自立生活援助事業の実施体制として、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 職員配置

施設類型ごとの具体的な職員配置は以下のとおり。

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	-	-	-	-

- (1.) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）及び指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- (2.) 指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。なお、児童等に応じて、①又は②を満たす配置とする必要があることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

① 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

② 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

ア 入居定員が2人以下の場合は指導員を1人以上配置する。

イ 入居定員が3人又は4人の場合は指導員を2人以上配置する。

ウ 入居定員が5人の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員をもって代えることができる。

(2) 指導員

指導員は、居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する相談を行う者である。指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とし、補助員は⑤に該当する者とする。

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

② 法第18条の4に定める保育士

③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

4-6. 入所定員

児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程で定めるものとする。定員は限られるため、措置延長や他事業等の活用も併せて検討することが望ましい。

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

5人以上20人以下

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

5人以下

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

① ファミリーホームの場合 6人以下（委託児童を含む。）

② 里親の居宅の場合 4人以下（委託児童を含む。）

<入所定員に関する留意点>

- Ⅱ型の事業実施においては、児童養護施設等は施設の定員とは別に入所定員枠を設けて実施すること。なお、同一施設が複数の児童自立生活援助事業所Ⅱ型を設けることも可能とする。
- 当該施設等に入所等していた者以外の者を入所させることも可能であり、対象者の様々な事情に応じて、児童自立生活援助として活用してもらうようにすることも可能

とする。

- 特別な事情により児童自立生活援助事業所が所在する都道府県以外の都道府県が、児童自立生活援助を行う時あるいは変更または解除する必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業所が所在する都道府県に協議をするものとする。

4-7. 事業内容等

4-7-1. 事業内容

本事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- ④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など

4-7-2. 児童自立生活援助の利用と自立支援計画策定

(1) 児童自立生活援助の利用の開始

- (1) 都道府県は、その区域内における児童等の自立を図るため必要がある場合において、対象者から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行わなければならない。
- (2) 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1)により児童自立生活援助を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。
- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、児童自立生活援助を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認めるときは、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等について報告を受けた場合であって、必要があると認めるときは、その児童等に対し申込みを勧奨しなければならない。

- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 27 に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設等にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報については、入居者の安全確保のため必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業所への入居を希望する対象者又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。
- (7) 都道府県は、法第 56 条第 2 項の規定により、入居者本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。
- (8) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

児童自立生活援助の申込みは、法第 33 条の 6 第 1 項の規定に基づき、本人又は児童自立生活援助事業者に委託して開始する。また、要保護児童の保護の観点から、都道府県等は、市町村、児童相談所から、児童自立生活援助の実施が適当と認められる児童等について報告があった場合、法第 33 条の 6 第 4 項の規定に基づき、児童自立生活援助の利用を勧奨する必要がある点について留意が必要である。福祉事務所の長から報告があった場合には、児童相談所が判断を行うこととする。改正法において社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことに伴い、同事業において児童自立生活援助の利用に関する最初の相談や申込みを受け付けられるようにすることも望ましいが、同事業が自治体内において未整備の場合は、引き続き児童相談所が窓口としての役割を果たすことが考えられる。いずれにせよ、本人の最善の利益や権利擁護の観点などから、児童自立生活援助の利用調整を行う際には、児童相談所が児童自立生活援助事業所と連携して、あらかじめ本人の意見聴取等を行うべきであり、それに加えて、相談に来た者や本人の支援者等から、本人の状況や意向等をよく聞き取った上で、支援方針について検討することが必要である。

従前、児童自立生活援助の終了時期は 22 歳の年度末とされていたが、改正法の施行に伴い、一律の年齢制限が弾力化され、措置解除者等それぞれが必要とする期間、事業を利用することができるようになった。一方で、児童自立生活援助は、あくまで児童福祉法に基づく制度として、措置解除者等が個々の状況に応じて自立できるまでの間活用されるべきものであることに留意し、利用期間又は事業の終了時期などについては、本人の状況や意向等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。事業の終了時期の検討に当たっては、就職等による自立や、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金利用、障害福祉サービスへの移行等の利用も検討し、本人の置かれている状況によっては、生活保護制度の利用も含めて検討すること。

なお、実施主体は都道府県等であるが、児童自立生活援助を利用したいと考える者

が最寄りの自治体に相談したが、担当者が当該事業について知識や理解がなく支援から漏れることがないように、留意する必要がある。

(2) 満 20 歳以上の措置解除者等の児童自立生活援助の利用決定

満 20 歳以上の措置解除者等であって、やむを得ない事情により、都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者が対象となるが、「やむを得ない事情」については、4-4<満 20 歳以上の対象者の場合の留意点>を参考に判断すること。また、児童自立生活援助を希望する本人から児童相談所に直接相談があった場合や、元いた施設等を通じて児童相談所に相談があった場合において、相談を受けた児童相談所が援助の必要性(やむを得ない事情)を判断するに当たっては、援助を希望する者からの意見聴取、元いた施設等からの聞き取りなどを丁寧に行い、所内で援助方針会議を開き、総合的に判断する。この際、援助方針等を本人に通知するなど本人の状況等を踏まえ、柔軟な手続により行う必要がある。

(3) 自立支援計画の策定

児童自立生活援助を開始するに当たっては、児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況その他の当該児童等の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。策定の際は対象者本人が主体的に参画して一緒に自立支援計画を策定することで、本人の意思を最大限尊重、反映した計画となるよう努めるとともに、対象者の今後の就学や就労等の見通しや、福祉サービス・医療サービス等へのつなぎの必要性、関連する今後の支援の方針などを盛り込むこととする。なお、支援開始時点で想定される児童自立生活援助の終了の目安や時期を記載すること。

自立支援計画の内容は、本人の状況の変化等に応じて随時見直しを行う。見直しの時期については、個々の現況を勘案し判断することとなるが、策定後も定期的に（3～4か月に1回程度）見直しを行うことが望ましい。ただし、本人の状況が変化する場合には、そのタイミングで本人と話し合いながら随時見直しを実施する。見直しの際には、自立支援計画の終了時期が現実的かどうかも含め、本人の状況に照らして確認する。

<自立支援計画の項目例>

①対象者の基本情報

策定年月日、策定者指名、対象者の氏名、対象者の生年月日、年齢、性別、電話番号・メールアドレス、住所、家族構成、社会的養護経験の有無

②自立支援計画策定の際の基本項目

対象者の現状、家庭（保護者）の現状、地域（所属機関や支援機関等）の現状、対象者の意向、家庭の意向、地域（所属機関や支援機関等）の意見、支援方針、支援の際の連携機関、課題、目標及び目標に向けての今後の取組、支援終了の目安時期

③対象者の状況に応じて必要により追加する項目

生活面、健康面、就学・就労面、金銭面等に関する事項

4-8. 設備要件

児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（対象者の居宅を除く。）の設備の基準は次に掲げるものとする。

- ① 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- ② 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり 4.95 ㎡以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね 2 人までとすること。
また、男子と女子は別室とすること。
- ③ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。
- ④ 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

<設備要件に関する留意点>

- 設備を整える際には、利用者の安全や衛生管理及びプライバシーが確保できる環境を整備することが必要である。Ⅰ型及びⅡ型において本体施設と別に設備を設ける場合においては相互交流することができる場を本体施設に置くことで設備基準を満たすこととして差し支えない。
- 対象者の居宅において支援を実施する場合には、上に掲げる設備基準を設ける必要はない。

4-9. 入居者の費用負担及び適切な経費処理

児童自立生活援助の実施における入居者の費用負担等については下記の通りである。

- (1) 事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- (2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

<入居者の費用負担及び適切な経費処理に関する留意点>

- 対象者の入居に伴う費用負担とは別に、対象者の所得に応じて児童入所施設徴収金が発生することについても留意すること。

4-10. 留意事項

児童自立生活援助事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等を含む、運営規程を定める。また、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 利用者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活支援等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活支援等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた支援が必要な利用者に対し、就業先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退居者のトラブル相談などに対応する場合には一層の体制整備を図ること。
- (5) 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。
 - ① 職員に対し、利用者に対する虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
 - ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - ③ 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
 - ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- (6) 都道府県からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならないこと。
- (7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。

なお、児童自立生活援助事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者へ説明するとともに、同意を得た上で取り扱うこと

- (8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

4-11. 届出事項

児童自立生活援助事業に係る届出事項は下記の通りである。

(実施に係る事前届出事項)

- ・ 事業の種類及び内容
- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 運営規程
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ・ 事業開始の予定年月日

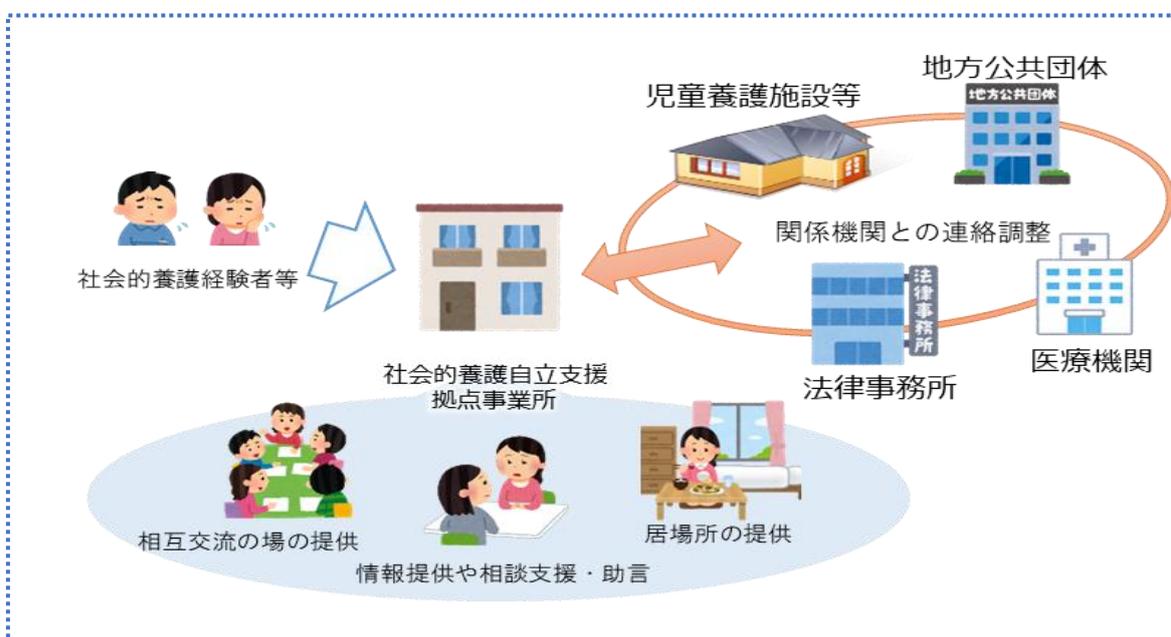
(廃止又は休止時の事前届出事項)

- ・ 廃止又は休止しようとする年月日
- ・ 廃止又は休止の理由
- ・ 現に便宜を受けている者に対する措置
- ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

5. 社会的養護自立支援拠点事業の活用

5-1. 事業目的

本事業は、改正法により創設された事業であり、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う事業である。帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行うことなどにより、将来の自立に結びつけることも行う。また、支援に当たっては必要に応じて社会的養護関係施設や児童自立生活援助事業等の他事業又は他施設と連携の上支援を実施することが望まれる。



5-2. 実施主体

社会的養護自立支援拠点事業者は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事等が適当と認めた者とする。

<都道府県等アンケート調査結果⑤>社会的養護自立支援拠点事業の実施意向

➤ 内容把握

社会的養護自立支援拠点事業の内容について、回答のあった45自治体のうち約7割の自治体が「内容を把握している」、約3割の自治体が「内容は一部把握できていない点もある」または「内容はあまり把握できていない」となった。

➤ 実施の検討状況

実施状況については、約6割の自治体が「実施予定であり具体的な予定が決まっ

ている」または「実施予定で具体的な内容は検討中」と何らかの検討・準備を行っている状況であったが、約3割の自治体は「実施有無を検討中」あるいは「実施予定はない（未検討含む）」との結果になった。

➤ **課題及び懸念点**

実施における課題・懸念点としては、「ニーズの把握」、「人員の確保」、「他機関との連携体制の構築」が多くみられた。

➤ **実施主体**

実施主体としては、**現行の社会的養護自立支援事業の受託機関**を想定していると回答した自治体が多かった。

➤ **連携機関**

連携をしている/これから連携する予定の関係機関等としては、「**障害福祉事業所**」、「**ハローワーク**」、「**生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談事業所**」が多くあげられていた。

5-3. 事業の対象者

対象者は次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が支援を行うことが必要と判断した者である。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

また、5-5（1）から（5）までに掲げる事業については、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者
- ② 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けている者
- ④ 児童自立生活援助の実施をされている者

<事業の対象者に関する留意点>

- 本事業の対象者は、すでに措置等が解除されていたり、児童自立生活援助の利用が終

了している者の他、現在も措置等されている者である。また、過去の措置経験や一時保護、在宅指導措置の経験がある者については、本人の意向を確認した上で、当該措置を行った児童相談所等に過去の措置内容等の確認を行うなど、個々の状況に応じた適切な支援がなされるように努める必要がある。

- 本事業の実施に当たっては、こどもの最善の利益を念頭に本人の状況等を適切にアセスメントし、より適切な支援や他事業の利用が望ましい場合（未成年の場合には、里親等への委託や児童養護施設等への措置等を含む。）には関係機関へのつなぎを検討すること。なお、相互交流の場等とする場合、各社会的養護自立支援拠点事業所において運用ルールを定めた上で実施することが望ましい。
- 過去に措置経験がある者や児童自立生活援助の利用を一旦終了した者が、再度支援を希望する場合、実施主体は都道府県等であるが、その者が最寄りの自治体に相談したが、担当者が社会的養護自立支援拠点事業について知識や理解がなく支援から漏れることがないように留意する必要がある。なお、要保護児童の保護の観点から、都道府県は、市町村等から報告を受けた社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当であると認める者に対し、法第 33 条の 6 の 3 の規定に基づき、利用を勧奨しなければならない。

5-4. 実施体制

社会的養護自立支援拠点事業の実施に当たっては、利用者からの相談への対応や、必要な支援の実施に対応するため、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員、就労相談支援員を配置する必要がある。それぞれの具体的な要件は以下の通り。

- (1) 支援コーディネーター（管理者）は、社会的養護自立支援拠点事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- | |
|--------------------------------------|
| ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 |
| イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算 5 年以上従事した者 |
| ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 |

- (2) 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- | |
|--|
| ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 43 条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者） |
| イ 都道府県等が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者 |

- (3) 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等の支援により就労相談その他必要な支援を行う者であって、都道府県知事等が適当と認める者とする。

また、心理療法支援、法律相談支援が必要な者については、以下の通り必要に応じて職員を配置することが可能である。

(4) 心理療法支援担当職員（加算対象）

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理師等の心理療法担当職員を配置すること。

(5) 法律相談支援担当職員（加算対象）

対象者が金銭トラブル、契約トラブル等を抱えている場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

5-5. 事業内容

社会的養護自立支援拠点事業においては、以下の内容を実施する。

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を整備するものであり、以下のとおり実施すること。

ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。その際、単に場を提供するだけでなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。

イ 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

(2) 支援計画の策定

ここでいう支援計画は、社会的養護自立支援拠点事業の利用者に対して社会的養護自立支援拠点事業所において策定する支援計画であり、先述の児童自立生活援助にて策定する自立支援計画とは異なる計画である。支援計画の策定に当たっては、本人の意向を十分に聴きながら事前に本人に対して計画の内容を十分に説明するなど、可能な限り本人が主体的に取り組むことができるように配慮し、環境を整えることが求められる。本人の現在の心身や生活状況、就学、就労状況等、必要な情報を収集してアセスメントを行い、自立に向けて課題となっている点や、課題解決のための支援方針、必要となる具体的な支援内容や方法、家族や親族、その他関係者等からの協力が得られる見込みがあるかどうか等を記載する必要がある。具体的には以下の要件を満たすこと。

ア 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。

また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センターを含む。）、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。

ウ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。

オ なお、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

<支援計画策定に当たっての留意点>

- 社会的養護自立支援拠点事業において支援計画を策定するタイミングの目安は以下のとおりとする。
 - ・ （1）記載の相互交流の場として利用する者について計画の策定は求めない。
 - ・ （3）記載の相談支援を利用する対象者については、対象者からの相談内容に応じ、策定を行う。
 - ・ ただし、（1）及び（3）の事業であっても、継続的な支援が必要であると判断された対象者については支援計画を策定すること。
 - ・ （4）～（6）記載の事業については、内容に応じて必要な項目を追加した形で支援計画を策定すること。
- 社会的養護自立支援拠点事業において支援計画を策定する際、対象者が以前に在籍していた施設等における自立支援計画や、児童自立生活援助事業における自立支援計画がある場合には、社会的養護自立支援拠点事業における支援計画が当該計画と整合的な内容になるよう、児童養護施設等や児童自立生活援助事業所、本人と十分な連携及び調整を行う必要がある。

<支援計画の項目例>

対象者の基本情報（※全ての記録を策定する際に記載する項目）

策定年月日、策定者指名、対象者の氏名、対象者の生年月日、年齢、性別、電話番号・メールアドレス、住所、家族構成、社会的養護経験の有無、事業所に来た経緯
（以下の①～③はケースに応じて記載する項目）

①相談支援の際の記載項目

相談概要、対象者本人の現状、対象者の意向、支援方針、相談経過

②支援計画策定の際の基本項目

対象者本人の現状、家庭の現状、地域（所属機関や支援機関等）の現状、対象者の意向、家庭の意向、地域（所属機関や支援機関等）の意見、支援方針、支援の際の連携機関、課題、目標及び目標に向けての今後の取組

③対象者の状況に応じて必要により追加する項目

生活面、健康面、就学・就労面、金銭面等に関する事項

<都道府県等アンケート調査結果⑥>支援計画策定に当たっての検討事項

- 支援計画の策定において**整合等の調整を図る必要がある計画**としては、「**施設等における自立支援計画**」、「**児童自立生活援助事業における自立支援計画**」が多かった。
- 支援計画の策定で重要と想定している事項として、「**本人の意見**」、「**現在の状況や就学・就労状況**」、「**自立に向けた課題**」、「**必要となる具体的な支援内容・方法**」があげられていた。

(3) 相談支援

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業や就労等に関する悩み、メンタルヘルスや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、情報の提供やサポートの実施、他機関等との連携による支援等を行うものである。具体的には以下の通り実施すること。

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。

イ 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

<相談支援に関する留意点>

- 相談支援の記録の保存期間については、一時的な相談や単発的な相談も一定数あることが見込まれるため、相談内容に応じて一定期間保存すること。

(4) 心理療法支援

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理師等の心理療法担当職員を配置すること。

(5) 法律相談支援

対象者が金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

(6) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うものであり、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援等を行う。社会的養護自立支援拠点事業における居場所とは、このように対象者の状況が安定するまでの間、必要な生活環境を提供する場を想定している。実施に当たっては以下の要件を満たす必要がある。

ア 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行うこと。

イ 居場所の提供については、原則として6か月を超えない範囲で都道府県等が定める期間内で実施すること。

ウ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を取ることや様子を確認するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

エ 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

なお、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立した生活を営む上での不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

<一時避難的かつ短期間の居場所の提供に関する留意点>

- 他の支援につなぐ場合は、当事者のニーズと状況に応じて他施設等につなぐこととする。例えば、相談や集う場を提供している民間団体を紹介する、あるいは生活の場として女性自立支援施設、障害者福祉施設・事業所等への移行を支援することが望まれる。

＜都道府県等アンケート調査結果⑦＞事業内容に関する検討状況

社会的養護自立支援拠点事業の内容として、「生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言」、「相互交流の場の提供」、「関係機関との連絡調整」をあげている自治体が多い結果となった。

5-6. 設備要件

5-5に掲げる事業の実施に当たっては、次の設備を設けるものとする。

なお、5-5(6)の事業を実施する場合は、対象者が一時的な生活をするために必要な設備を設けることとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 対象者が相互交流ができる設備
- (4) その他、事業を実施するために必要な設備

5-7. 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 5-5(1)から(3)に掲げる事業は必須とし、5-5(4)から(6)に掲げる事業は、対象者のニーズ等を十分に踏まえた上で、都道府県等の状況に応じて行うことができること。

(2) 社会的養護自立支援拠点事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。

なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供に当たり、対象者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。

また、社会的養護自立支援拠点事業者は、対象者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、対象者への説明・同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。

(※) 携帯電話やスマートフォン等の取り扱いについても同様であるが、場合によってはスマートフォン等を事業所にて管理する方が、対象者の支援に資することもあると考えられる。運営規程で取り扱いについて定め、対象者へ説明し同意を得た上で、社会的養護自立支援拠点事業所にて適切に管理することが望まれる場合もある。

(3) 社会的養護自立支援拠点事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、社会的養護自立支援拠点事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。

(※) 対象者が、虐待等の理由から親権者に連絡することを拒むなど、親権者に連絡することにより対象者の安全に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、対象者の年齢等を考慮しつつ、児童相談所等の関係機関と十分連絡・協議の上で親権者への連絡を見合わせるなど柔軟に対応すること。

(5) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第34条の7の2第5項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。

(6) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。

(7) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。

(8) 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。

(9) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。

5-8. 届出事項

社会的養護自立支援拠点事業に係る届出事項は下記の通りである。

(実施に係る事前届出事項)

- ・ 事業の種類及び内容
- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ・ 事業開始の予定年月日

(廃止又は休止時の事前届出事項)

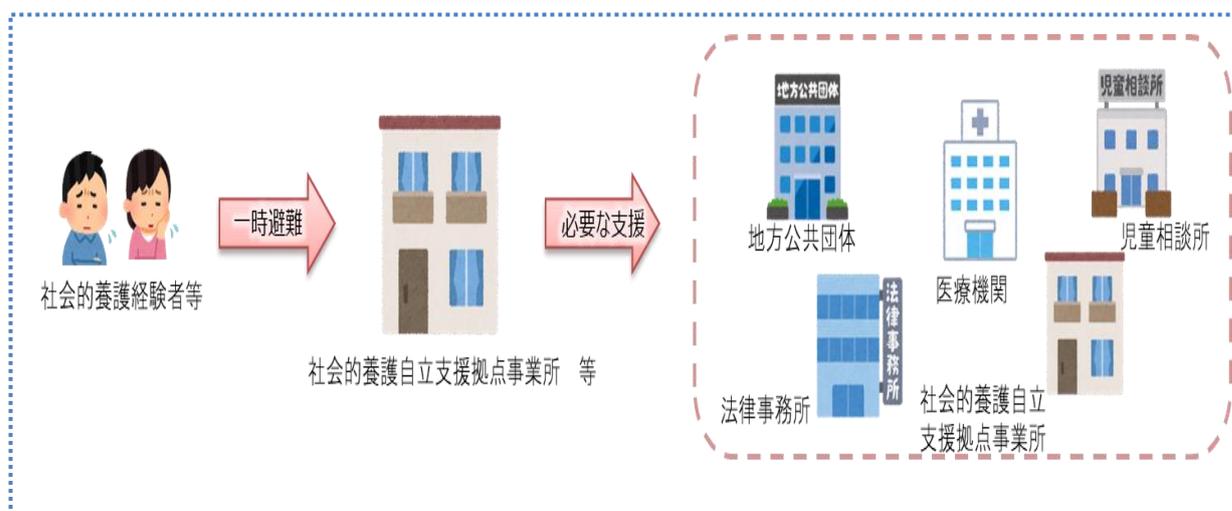
- ・ 廃止又は休止しようとする年月日
- ・ 廃止又は休止の理由
- ・ 現に便宜を受けている者に対する措置
- ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

6. 休日夜間緊急支援事業の活用

6-1. 事業目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供することを目的とする。

前述の社会的養護自立支援拠点事業所の開所時間外や他の必要な支援につなぐまでの間においての一時的避難場所の提供を想定している。



6-2. 実施主体

実施主体は都道府県等とする。なお、都道府県等は、6-5に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。

6-3. 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者で、都道府県等が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した者とする。具体的には以下のとおりである。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託が解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への入所措置が解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により、一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者

⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間緊急支援事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

<事業の対象者に関する留意点>

- 対象者及びどのような場合に受け入れをするかについては、事前に都道府県等と調整しておくこととするが、状況によっては都道府県等の判断をあおぐことが事後になるケースがあることも想定される。その場合はできるだけ速やかに事後調整を行うこと。

6-4. 実施体制

本事業を実施するに当たっては、以下のとおり体制を整えること。

- (1) 本事業の実施に当たっては、休日夜間緊急支援員を配置すること。
- (2) 休日夜間緊急支援員は、受入可否を判断するとともに、他の必要な支援につなぐまでの支援を実施する者であって、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
 - ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

6-5. 事業内容

本事業では、具体的に以下の内容を実施すること。

- ア 対象者から支援の申出があった場合、その相談に応じ、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、受入可否を判断すること。
- イ その際、対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。
- ウ 対象者が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した場合は、他の必要な支援につなぐまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うこと。ただし、一時的な避難（1日から2日程度）を原則とする。
- エ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を取ることや様子を確認するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。
- オ 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

＜事業内容に関する留意点＞

- マンションやアパート等の集合住宅や戸建て住宅のほか、緊急時を中心としてホテルなどに泊ませ支援を行うことも検討すること。

6-6. 設備要件

6-5に掲げる事業の実施に当たっては、次の設備を設けるものとする。ただし、社会的養護自立支援拠点事業所等に附置している場合は、当該事業等の運営上支障が生じない場合には、附置される事業所等と設備の一部を共有することは差し支えない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事務室(2) 相談室(3) 対象者が一時的な生活をするために必要な設備(4) その他事業を実施するために必要な設備 |
|--|

6-7. 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。

- (2) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

- (3) 関係機関で情報共有を行うことについても、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合であっても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うこと。
- (4) 都道府県等は、対象者の状況に応じて、適切な支援につなげることができるよう、上記「5」で定める社会的養護自立支援拠点事業と併せて実施すること。

7. 社会的養護自立支援実態把握事業の活用

7-1. 事業目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うことを目的とする。

これまで、社会的養護経験者等への対応については地域間格差があり、社会的養護経験者等全ての者に対し、十分な支援が行き渡っていないとの指摘があった。こうした状況を踏まえ、改正法では、社会的養護経験者等の実態を把握し必要な援助を実施することが、都道府県等が行わなければならない業務として位置づけられることとなった。実態把握を行うことで、地域・当事者等のニーズに対して適切な支援が実施されているかを情報収集し、その上で社会的養護経験者等への適切な制度、支援のあり方を検証すること。

7-2. 実施主体

本事業の実施主体は都道府県等とする。都道府県等は、7-3に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができると認められた者に委託して実施することができる。

7-3. 事業内容

本事業では、以下の(1)及び(2)の事業を実施することとする。

(1) 社会的養護自立支援協議会の設置

都道府県等は、(2)で掲げる調査内容等を検討し、調査結果に基づき、都道府県等における自立支援の体制の評価や支援ニーズに則した支援体制の構築の検討を行うことを目的に、社会的養護自立支援協議会を開催することができる。

具体的な開催要件は以下の通りである。

ア 社会的養護経験者等をはじめ、当該地域を管轄する児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場（以下「社会的養護自立支援協議会」という。）を設置すること。

イ 社会的養護自立支援協議会においては、(2)に掲げる調査内容等を検討すること。また、調査結果に基づき、都道府県等における自立支援の体制の評価や、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行うこと。

ウ 社会的養護自立支援協議会の構成員については、原則、実施主体が選定することとし、社会的養護経験者等も構成員とするなど、社会的養護経験者等の意見聴取・参画の機会を設けるとともに、年4回以上を目途として開催すること。

<社会的養護自立支援協議会開催における留意点>

- 社会的養護自立支援協議会では、社会的養護経験者等の個人情報共有が想定されるが、その場合、都道府県等は、個人情報に関する法令等を踏まえ、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すことが求められる。

<都道府県等アンケート調査結果⑧>社会的養護自立支援協議会の検討状況

➤ 内容把握

社会的養護自立支援協議会について、回答のあった45自治体のうち約6割の自治体が「内容を把握している」又は「内容は一部把握できていない点もある」との回答であったが、約4割は「内容はあまり把握できていない」又は「名称自体を見聞きしたことがない」という回答であった。

➤ 設置の検討状況

設置の有無については、約6割が「設置予定はない(未検討含む)」という回答であったが、約4割は「具体的な取組を実施していたり、何らかの検討を行っている」状況となった。

➤ 課題及び懸念点

社会的養護自立支援協議会の設置にあたる懸念・課題、設置をしない理由としては、「構成員の確保・調整が困難」が最も多く、次いで「担当人員の確保が困難」の順となった。

(2) 社会的養護経験者等実態把握調査⁷

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査及びヒアリングを実施するに当たり、具体的な要件は以下の通りである。

ア 次のいずれかに該当する者の実態を把握するための調査を実施すること。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により、一時保護が行われていた者

⁷ 社会的養護経験者等の実態把握の方法については、例えば「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 令和2年3月）の「自治体による施設退所者等の実態把握のための手引き」を参照。https://www.murc.jp/wpcontent/uploads/2020/04/koukai_200427_5_2.pdf

- ⑥ 法第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定される指導が行われていた者
- ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、都道府県等が必要と認める者
- イ 調査の実施に当たっては、以下の項目を参考とし、社会的養護自立支援協議会において、各地域の実情を考慮した上で項目を策定するものとする。
- (i) 就労・就学の状況
 - (ii) 住まい・家計の状況
 - (iii) 家族の状況
 - (iv) 健康状態・医療サービスの提供状況
 - (v) 生活していた施設等とのつながり・受けたサポートの内容と評価
 - (vi) 相談相手の有無
 - (vii) 公的なサポートへの意見・要望
 - (viii) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
- ウ 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- エ 調査を実施するに当たっては、入所等していた施設等の協力を得る等して、実態把握に努めること。
- オ 調査により得られた結果は社会的養護自立支援協議会に報告すること。

<実態把握調査実施の際の留意点>

- 社会的養護経験者等の実態把握を、里親等、児童養護施設等及び児童自立生活援助事業所を経由して行う場合、実態把握の方法等について事前に説明を行い理解を得るとともに、措置等の解除前から、実態把握のための調査等について社会的養護経験者等にも十分周知を行い、協力を要請することが重要である。また、里親等、児童養護施設等及び児童自立生活援助事業所との関係性が良好でない社会的養護経験者等については、実態把握のための調査を、親等、児童養護施設等及び児童自立生活援助事業所を経由せずに都道府県等や社会的養護自立支援拠点事業所から連絡する等の配慮も必要である。
- 調査に当たっては、学識経験者等の参画も検討することが望ましい。
- 調査や情報収集を行う際は、社会的養護経験者等が抱えているニーズや困りごとを尋ねることで支援体制の整備方針が明確化できる。他方、特に、調査の実施においては、社会的養護経験者等の過去や現在のネガティブな経験について尋ねることになる可能性もあるため、調査倫理の観点から、調査の実施に関する「説明と同意」のプロセスを必ず経るとともに、都道府県等有するサービスを、調査に合わせて情報提供することも望ましい。
- 社会的養育の体制整備に関する計画である「都道府県社会的養育推進計画」において、「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の項目が設定されているが、実態把握

調査によって得られたデータや当事者の意見等を参考にし、計画の見直しや施策に反映していくことも重要である。

7-4. 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 事業の実施により得られた結果は、都道府県等が策定する都道府県社会的養育推進計画に反映すること。
- (2) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。
なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。
- (3) 都道府県等は、7-3に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。

7-5. 都道府県等における社会的養護経験者等の実態把握調査に関する調査結果

本項では、都道府県等に対して実施したアンケートのうち、社会的養護経験者等の実態把握調査に関する結果を記載している。実態把握調査を実施した自治体及び実施予定の自治体の調査方法等について示すとともに、実態把握調査を通して見えた課題、問題点について記載している。

<都道府県等アンケート調査結果⑨>社会的養護経験者等の実態把握調査概要

➤ 実態把握の実施状況

回答のあった45自治体のうち、社会的養護経験者等の実態把握については、約6割は既に実施済み又は実施に向けた何らかの対応を実施しており、約4割の自治体は「実施予定なし（未検討含む）」、「未定/検討中」との回答であった。検討中の自治体における課題・懸念点としては「実情把握の範囲と実施方法の設定」、「小規模自治体における適正な実施方法」などがあげられた。

➤ 調査項目

実態把握時に確認したあるいは確認することを想定している内容として、「現在の住まい・同居相手」、「現在の就労・進学等の状況」、「現在の困難・課題事項」、「暮らしていた施設・里親・ファミリーホーム等との連絡状況」、「心身の状態」、「気軽に相談できる相手（有無・誰か）」をあげているところが多い傾向となった。

➤ 実態把握の方法及び経路

実態把握の方法として実施した方法あるいは実施を想定している方法としては、「オンラインアンケート」が最も多く、次いで「郵送（紙によるアンケート等）」が

多かった。また、実施経路あるいは想定経路としては「施設等を通じて本人へ確認」が最も多かった。「オンラインアンケート」、「施設等を通じて本人へ確認」は、実際に調査を実施した自治体からは業務負荷が低くかつ効果的な実施方法及び実施経路であったとの回答となった。

➤ **調査対象者**

調査対象者については、措置解除後「平均して3か月後から5年6か月後までの措置解除者」を対象としたあるいは対象とするところが多かった。設定した措置解除後の経過年数に該当する対象者全員を対象としたあるいは対象とする自治体もあれば、該当者のうち特定の条件をもとに対象者を抽出したあるいは抽出すると回答した自治体もあった。特定の条件で抽出する場合、**年齢で抽出**をするところが多く、他に独自の条件を設定する自治体もあった。

➤ **対象者数及びカバー率**

実態把握を実施した自治体では、1自治体あたり平均して165.2人を対象として実態把握が行われており、**対象者のカバー率（全対象年齢者数における調査対象となった者の割合）は平均で40.6%**であった。

➤ **現金・現物支給の有無**

実態把握を実施した自治体のうち、約7割の自治体は現金または現物の支給はしていないとの回答であった。現物支給を実施している自治体では、クオカードやオンラインギフトカードがあげられていた。

➤ **結果公開の有無**

実態把握を実施した自治体のうち、8割が実情把握の実施結果について公開はしていないが、2割は全ての結果を公開していた。

<都道府県等アンケート調査結果⑩>実態把握調査の結果わかった課題・問題点⁸

➤ **制度等の整備**

- ・ 自立支援拠点の必要性
- ・ 出身施設以外のアフターケア機関の必要性
- ・ 経済的支援のさらなる充実や改善
- ・ 対象者が制度や支援機関について把握していない

➤ **支援方法**

- ・ リーディングケアにおける個別対応の必要性
- ・ アフターケアにおける同行支援の重要性
- ・ 進路変更やつまづきからの再支援、挑戦の機会をどのように提供していくか
- ・ 支援が必要だが拒否・遠慮している児童等とのつながりのあり方、声の聴き方

⁸ 実際に実態把握を実施した自治体からの回答結果。

- ・ 社会的養護ニーズがある・あったのに支援にたどりついていない児童等への支援

➤ **実態把握の方法**

- ・ アンケートの回収率の悪さ
- ・ 措置解除者への連絡手段がない

＜参考①＞施設等アンケート調査結果

令和5年末から令和6年1月にかけて、施設等を対象に、施設入所児童等に対する措置中の自立支援の内容等についてアンケート調査⁹を実施したところ、以下ではその結果について記載する。

(1) 比較表

＜措置中からの自立支援対策として効果的・特徴的な取組¹⁰の事例＞¹¹

(赤色：施設ごとに効果的な取組であったと回答した割合が多かった支援内容上位2つ)

- 「学習・進学に関する支援」、「就労に向けた支援」、「居住場所に関する支援」、「社会的スキル獲得のための支援」を中心に効果的・特徴的な取組が多くみられた。
- 施設等ごとにみると、どの支援分野に効果的な取組が多いかはバラつきが見られる。

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	社会的養護自立支援事業所
居住場所に関する支援	37.4%	28.6%	16.1%	31.1%	35.7%	44.0%	53.1%	36.9%
学習・進学に関する支援	35.2%	34.3%	67.7%	43.0%	37.5%	52.7%	28.1%	38.8%
生活相談の実施	28.7%	0.0%	9.7%	28.9%	60.7%	34.6%	42.2%	45.6%
社会的スキル獲得のための支援	38.6%	37.1%	54.8%	23.0%	22.3%	27.2%	32.8%	43.7%
医療連携支援	10.9%	45.7%	48.4%	21.5%	21.4%	12.3%	1.6%	13.6%
就労に向けた支援	33.6%	14.3%	19.4%	54.8%	26.8%	25.1%	53.1%	33.0%
他の社会的養護自立支援事業所との連携	19.0%	11.4%	0.0%	6.7%	1.8%	14.0%	17.2%	7.8%
関係機関との連携	29.6%	31.4%	35.5%	20.7%	48.2%	15.2%	28.1%	31.1%
解除後を見据えた家族との関係再構築や調整の支援	24.0%	37.1%	29.0%	4.4%	13.4%	12.8%	17.2%	—
その他	6.2%	5.7%	0.0%	6.7%	3.6%	6.6%	0.0%	10.7%

⁹ 令和5年12月25日から令和6年1月26日にかけて実施した、施設等による措置中からの自立支援に関する調査。アンケート調査対象施設、及び結果の分析対象とした施設数は以下のとおり（「自立支援実施の有無」という項目で「有」と回答した施設のみを対象。）

児童養護施設：321、児童心理治療施設：35、児童自立支援施設：31、自立援助ホーム：135、母子生活支援施設：112、里親：243、ファミリーホーム：64、社会的養護自立支援事業所：103

¹⁰ 「施設等からみた」効果的・特徴的な取組であることに留意を要する。施設入所児童等からみた効果的・特徴的な取組ではないため、施設入所児童等からみた効果のアセスメントを実施することも求められる。

¹¹ アンケートの際には「措置中に実施することが効果的・特徴的であると考えられる取組」として調査を行ったが、社会的養護自立支援事業所は、措置解除者を対象にする事業所であることから、実際には措置解除者を対象とした内容について回答した可能性があることに留意を要する。

<措置中に自立を意識した支援・日常のケアを実施する主な開始タイミング>

- 措置中に自立を意識した支援及び日常のケアの実施を開始するタイミングとして最も多いのは「高校在学中や進路相談時」であるが、施設によってはもう少し早い時期から自立を意識した支援が開始される。

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	社会的養護自立支援事業所
一定の年齢に達したタイミング	34.9%	28.6%	29.0%	44.4%	52.7%	37.4%	39.1%	33.0%
中学校在学中や進路相談時	56.4%	60.0%	64.5%	0.7%	42.0%	38.3%	37.5%	32.0%
中学校の卒業後	18.7%	8.6%	25.8%	3.7%	16.1%	7.8%	9.4%	14.6%
高校在学中や進路相談時	80.4%	54.3%	19.4%	57.0%	29.5%	67.5%	76.6%	69.9%
高校の卒業後（中退含む）	22.1%	14.3%	0.0%	30.4%	14.3%	15.2%	21.9%	42.7%
大学・専門学校等の在学中	15.6%	8.6%	0.0%	12.6%	3.6%	13.6%	25.0%	26.2%
大学・専門学校等の卒業後（中退含む）	5.6%	2.9%	0.0%	10.4%	1.8%	7.4%	3.1%	16.5%
家族または親族からの申し出	7.2%	2.9%	16.1%	5.2%	42.0%	3.7%	3.1%	8.7%
その他	9.0%	17.1%	29.0%	31.9%	22.3%	9.1%	9.4%	19.4%

＜措置中の自立支援を行う際に連携する機関＞

（赤字：児童相談所以外で連携する機関として最も多い機関等（母子生活施設、ファミリーホーム除く）。母子生活支援施設、ファミリーホームは最も多い連携先。）

- 措置中の自立支援を行う際に連携する機関として児童相談所と回答する施設が多い。
- ただし、児童相談所以外では、施設の目的に応じて主な連携先が異なっており、対象者の状況を踏まえて適切な機関との連携が必要になる。

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	社会的養護自立支援事業所
家族または親族	71.3%	85.7%	96.8%	26.7%	71.2%	9.1%	13.8%	51.5%
自治体	33.6%	20.0%	38.7%	35.6%	43.3%	12.3%	12.1%	46.6%
児童相談所	91.6%	88.6%	100.0%	91.9%	68.3%	85.6%	6.0%	92.2%
自治体が設置している協議会（要対協等）	20.9%	25.7%	29.0%	11.9%	45.2%	6.2%	50.9%	14.6%
他の社会的養護自立支援事業所	44.5%	22.9%	32.3%	23.7%	7.7%	13.2%	4.3%	34.0%
生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談事業所	9.3%	5.7%	3.2%	8.9%	3.8%	2.5%	17.2%	13.6%
教育機関	48.6%	51.4%	80.6%	38.5%	85.6%	31.3%	0.9%	54.4%
障害福祉事業所	57.3%	42.9%	35.5%	43.7%	39.4%	7.4%	29.3%	55.3%
医療機関	41.7%	54.3%	74.2%	43.0%	47.1%	11.1%	12.9%	46.6%
法テラス	5.0%	0.0%	0.0%	8.9%	10.6%	0.8%	10.3%	8.7%
ハローワーク	27.4%	14.3%	22.6%	44.4%	12.5%	3.7%	0.9%	37.9%
その他	11.8%	20.0%	6.5%	12.6%	7.7%	11.9%	3.4%	16.5%
福祉事務所	—	—	—	—	85.6%	—	—	—
里親会	—	—	—	—	—	27.2%	6.9%	—
フostタリング機関	—	—	—	—	—	26.3%	2.6%	—

<措置中の自立支援を推進していく上での課題>

- 措置中の自立支援を実施する上での課題として、「**人員の確保**」、「**本人の意向調整**」をあげている施設等が多い。里親、ファミリーホーム、児童養護施設では「**諸制度・サービスの周知**」との回答も多く見られた。
- 本人の意向も踏まえながら、適切な制度やサービスが必要な人に確実に届くことが望まれる。

